

障害のあるがん患者への対策について ～議論の背景～

事務局説明資料

1

今後のがん対策の方向性について ～これまで取り組まれていない対策に焦点を当てて～（概要）（平成27年6月）

がん対策推進基本計画に明確な記載がなく、今後、推進が必要な事項

1. 将来にわたって持続可能ながん対策の実現

- ・少子高齢化等の社会・経済の変化に対応する**社会保障制度改革**
地域医療介護総合確保推進法に基づく**地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保** 等
⇒がん患者を含めた国民全体が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制の整備
- ・各施策の**「費用対効果」**の検証
- ・発症リスクに応じた予防法や早期発見法を開発・確立することによる**個人に適した先制医療**の推進
- ・がん医療の**均てん化と集約化の適正なバランス**に関する検討
- ・がん登録情報を活用した**大規模データベース**の構築

等

2. 全てのがん患者が尊厳をもった生き方を選択できる社会の構築

- ・がん患者が「自分らしさと尊厳」を持って、がんと向き合って生活していくためにはがんに関する正しい情報を獲得することが重要⇒**「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんと共に生きることができる社会」**の実現
- ・障害のある者に対する情報提供、意志決定支援、医療提供体制の整備
- ・難治性がんに対する有効で安全な新しい治療法の開発や効果の期待できる治療法を組み合わせた集学的治療の開発

等

3. 小児期、AYA世代、壮年期、高齢期等のライフステージに応じたがん対策

- ・総合的な**AYA世代のがん対策**のあり方に関する検討（緩和ケア、就労支援、相談支援、生殖機能温存等）
- ・**遺伝性腫瘍**に対する医療・支援のあり方に関する検討
- ・**認知症対策と連動した高齢者のがん対策**のあり方に関する検討

等

2

今後のがん対策の方向性について ～これまで取り組まれていない対策に焦点を当てて～（抜粋）

（平成27年6月）

1. 将来にわたって持続可能ながん対策の実現
2. 全てのがん患者が尊厳をもった生き方を選択できる社会の構築

障害のある者では、がんに関する正確な情報が伝わらず、治療が遅れるケースもあることが指摘されており、適切な方法によりがん医療に関する情報を提供することにより、障害のある者の意思決定を支援していくとともに、がん検診等の検査をより円滑に受けられることができる体制を整備することが必要である。

3. 小児期、AYA世代、壮年期、高齢期等のライフステージに応じたがん対策

3

（参考）障害者基本法

（昭和45年5月 法律84号）

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

（医療、介護等）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

4

<現状と課題>

- 障害のあるがん患者の実態や必要な支援等が十分に明らかになっていない。
- 障害のあるがん患者が、適切な情報提供を受け、意思決定をするためには、どのような支援が必要なのかが把握できていない。

<今後の方向性>

- まずは、障害のあるがん患者の実態やニーズを把握する必要があるのではないか。
- 実態やニーズを把握した上で、適切な情報提供の仕方や、意思決定支援のための整備を進めていく必要があるのではないか。